

<市第 5 号議案関連資料>

**市第 5 号議案 地方税法第314条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正**

**1 趣旨**

条例の指定を受けている特定非営利活動法人のうち、指定期間満了を迎える  
1 法人について、指定の更新を希望せず、更新の申出が行われませんでした。  
指定期間満了に伴い、条例別表から当該法人の名称等を削除します。

**2 条例別表から削除する法人**

(1) 法人の名称

特定非営利活動法人ワーカーズわくわく

(2) 改正の内容

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、条例別表から削除します。

**3 条例別表**

条例の別表を次のとおり改正します。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区南台一丁目 17 番地 の 3	<del>平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 6 月 30 日まで</del>
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目 2 番 18 号	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリ ーム	戸塚区深谷町 1, 411 番地の 5	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 34 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 94 番地	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 34 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 35 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台 2 丁目 3 番地 の 3	令和 2 年 1 月 1 日から 令和 7 年 7 月 31 日まで

}

削除

## 4 根拠法令

### 地方税法（抜粋）

#### （寄附金税額控除）

**第三百十四条の七** 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

#### （四） 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

## 5 参考資料

法人の概要 別紙1

## 法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく
代表者の氏名	理事長 飯塚 陵子
主たる事務所の所在地	横浜市瀬谷区南台一丁目 17 番地 3
設立年月日	平成 13 年 11 月 22 日
定款に記載されている目的	本会は、「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の人々に対して「共感」を大切にし、介護及び福祉に関する活動や子育てを支援する活動を行い、お互いに支え合い助け合う豊かな地域社会の構築と、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業の概要	1 介護、介助、家事援助、保育、有償移送サービスなどの在宅福祉サービス事業 2 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 3 介護保険法に基づく居宅サービス事業 4 介護保険法に基づく介護予防サービス又は第 1 号事業 5 介護保険法に基づく地域密着型介護サービス事業 6 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業および相談支援事業 7 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業および指定障害児相談支援事業 8 地域の児童、家庭を支援する事業 9 地域の交流を活性化する事業 10 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
活動地域	瀬谷区